

安芸市会計年度任用職員募集案内

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると地方公務員となり、地方公務員法上の服務（守秘義務や職務専念義務等）に関する規定が適用されます。

2. 募集内容

「令和6年度安芸市会計年度任用職員募集一覧」を参照

※募集内容について、職員配置や事業の改廃等により変更となる場合があります。変更等あった場合は該当の求人を希望されている方に連絡するとともに、ホームページの募集内容一覧についても更新します。

3. 雇用条件

(1) 給料

安芸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により支給します。金額は職種、勤務形態により異なりますので、詳しくは「令和6年度安芸市会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。

※ 金額は給与改定等により変更になる場合があります。

※ 採用時の職歴（同種の職種に限る）を経験年数に換算し給料月額を決定します。（上限有）

(2) 諸手当等

- ・賞 与…6月1日、12月1日に在籍し、かつ条件を満たした場合に支給
- ・通勤手当…自宅から勤務場所までの通勤距離（2km以上）に応じて支給
- ・時間外勤務手当…正規の勤務時間以外の時間に勤務が命じられた場合に支給

※その他、条例に定める勤務が命じられた場合には、特殊勤務手当や宿日直手当を支給

(3) 休暇制度

- ・年次有給休暇…雇用期間に応じて付与します。（最大20日）
- ・特別休暇（有給）…忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇 など
- ・無給休暇 …病気休暇、介護休暇、子の看護休暇 など

(4) 各種保険等

- ・ 社会保険（健康保険及び厚生年金）
週の勤務時間が 20 時間以上で月額 88,000 円以上、雇用期間が 2 か月を超える場合対象
- ・ 雇用保険
週の労働時間が 20 時間以上で、かつ雇用期間が 31 日以上の場合対象
- ・ 労災保険
業務遂行時の事故については労務災害保険または安芸市の公務災害補償により対応

4. 申込手続

(1) 申込書等の配布

申込書(指定様式)は安芸市ホームページ(<https://www.city.aki.kochi.jp/>) からダウンロードして印刷のうえ、ご記入ください。市役所総務課でも配布しています。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、最近 6 カ月以内に撮影した写真（上半身脱帽正面向き、写真裏面に氏名を記入のこと）を糊付けし、安芸市役所総務課職員係へ郵送または持参により提出してください。

※申込書は合否によらず返還しません。

※郵送の場合は封筒に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 申込受付期間・受付場所

受付期間	随 時 *申し込みが一定数に達した時点で受付を終了します *持参の場合は平日の 8:30~12:00、13:00~17:15 に限る
受付場所	別紙「令和 6 年度安芸市会計年度任用職員募集一覧」の 問合せ・申込書提出先参照 *庁舎移転にともない、市役所の所在地が変更となっておりますので、提出先を間違えないようご注意ください。

5. 選考

書類選考および個人面接により行います（申込受付後随時）。書類選考結果については応募者全員に通知します。なお、書類選考を通過した方の個人面接の場所・日程については個別に連絡させていただきます。

6. その他留意事項

- ・応募に年齢制限はありませんが、地方公務員法の欠格事項に該当する方は応募できません。
- ・特定の資格等が必要な職種（保育士、保健師等）については、書類選考後の個別面接時に資格を有することの証書等を持参、又は、写しの提出が必要です。
- ・採用となった場合、配属当初の所属で任期まで雇用することを原則としますが、職員配置の関係上、任期途中で所属が変更となる場合があります。

7. 問い合わせ先

申し込み手続き等につきましては下記へお問い合わせください。

（※各募集内容については一覧表記載の問い合わせ先へお願いします。）

〒784-8501

高知県安芸市土居82番地1

安芸市役所総務課職員係

TEL：0887-35-1000（直通）

FAX：0887-35-4445

E-mail：shokuin@city.aki.lg.jp